

嘉手納町西浜区子どもの居場所運営業務委託に係る仕様書

1 委託業務名

嘉手納町西浜区子どもの居場所運営業務委託

2 事業の趣旨

「嘉手納地区学習等供用施設・児童館」や「屋良地区体育館・図書室」から離れた地域となる西浜区地域において、健全な遊び場を提供し、安心・安全な居場所で他者との交流をとおして児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約の日（令和5年6月下旬予定）から令和6年3月31日まで

4 事業の内容

（1）対象者

町内在住の小学生とする。

なお、参加者は保護者の同意を得たうえで登録制とすること。

（2）実施場所

西浜区コミュニティセンター

（3）実施回数及び実施時間

実施回数：年115回

実施時間：15時半～17時半

実施曜日：月・水・金

※祝日や実施場所の都合等によって、上記の実施曜日や実施時間に事業が実施できない場合は、日程を変更することができる。

※実施回数は1回につき2時間を想定。学校の長期休暇期間中等に1日に4時間のプログラムを実施した場合、2回実施とカウント可。

（4）利用人数

30名程度

（5）参加費用

無料とする

（6）実施内容

以下の支援の全部または一部を実施する。

①学習支援（宿題の見守り等）

②生活指導（身の整理整頓、あいさつ、生活習慣や対人関係の指導）

③キャリア形成等支援活動（地域等と連携した体験学習等）

④食事の提供や共同での調理

(7) 人員体制

常時2名以上を配置する

(8) 傷害保険

事業実施者において加入すること

(9) 事業周知

事業実施に向けて、チラシを作成するなどして周知に努めること。

5 地域や行政との連携

開催場所の管理者となる自治会と調整を十分に行い、必要に応じて地域の方々やボランティア等と連携・協力し効果的な運営に努めること。

また、町子ども支援コーディネーター（子ども家庭課）との連携を密にし、利用する子どもの状況把握等に協力すること。

6 安全管理

施設の利用方法については、自治会と協議を行い、事業が安全に実施できるよう十分な注意を払うとともに、緊急時にも対応できるように体制を整備すること。

7 個人情報の保護

業務において個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、必要な措置を講じること。

8 実施報告

受託事業者は、月次報告（実施内容、利用者実人数、利用者延べ人数等）を1月毎に提出すること、また、委託業務完了後10日以内又は契約満了日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出するものとする。

9 経費

委託業務の対象経費は、業務に従事する者の人件費、講師謝礼金、消耗品費、保険料その他事業の企画、運営に係る経費とする。

10 その他

この仕様書に定めのない事項については、町と協議を行い決定するものとする。